

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

本基準は、令和元年台風第19号等の災害に伴う復旧工事が本格化する中、労務市場がひっ迫し、地域外からの労働者確保が必要になることが想定されることから、契約締結後に労働者確保に要する間接費に関し、受注者の支出実績を踏まえて実績変更することについて、必要な事項を定めるものである。

1 基準の適用

本基準は、令和3年度末までの適用とする。

2 対象工事

本基準の対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 長野県が入札公告等を行う全ての工事（建築工事は除く）。
- (2) 令和2年3月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは令和2年3月1日時点で契約中の工事であること。
- (3) 建設部、環境部及び企業局においては、「積算基準及び標準歩掛（土木工事編（1））第I編 総則 第2章 工事費の積算」に、農政部においては「農林水産省 土地改良事業等請負工事積算基準 別表1」に、林務部においては「治山林道必携 積算・施工編」に記載されている工種区分を適用している工事であること。

3 対象となる間接費

本基準の対象となる労働者確保に要する間接費は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）とする。

営繕費：労働者の宿泊に要する費用のうち借上費及び宿泊費、労働者送迎費

労務管理費：労働者に係る募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

表一 実績変更対象費

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	・ 建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・ 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・ 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・ 労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・ 労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・ 支給した交通費 労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

4 特記仕様書への記載

対象工事については、次の例を参考に特記仕様書に明示する。

特記仕様書への記載例

労働者確保に要する間接費の実績変更について

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準及び標準歩掛の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。

営繕費：労働者の宿泊に要する費用のうち借上費及び宿泊費、労働者送迎費

労務管理費：労働者に係る募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事における実績変更対象費の割合は、次のとおりである。
 - 1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費の割合：〇〇.〇〇%
 - 2) 現場管理費に占める実績変更対象費の割合：〇〇.〇〇%
- 3 受注者は、労働者確保に要する間接費の実績変更（以下「間接費の実績変更」という。）を請求する場合は、実績報告書（様式1）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を監督員に提出し、「間接費の実績変更」の内容について協議するものとする。

なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議の上、決定するものとする。

- 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「間接費の実績変更」の対象としない。
- 5 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準及び標準歩掛に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- 6 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び長野県建設工事等入札参加資格に係る入札参加資格停止措

置要領に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

- 7 受注者は、「間接費の実績変更」に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

※農政部においては特別仕様書と読み替える。

5 契約後の手続き

- (1) 発注者は、契約変更を行う場合（契約金額が変更となる場合）は、実績変更対象費（率計上）を「工事打合せ簿」にて受注者に通知する。
- (2) 受注者は、「労働者確保に要する間接費の実績変更」を請求する場合は、「工事打合せ簿」に、実績報告書（様式1）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう）を添付して監督員に提出し、実績変更の内容について協議する。なお、実績報告書及び証明書類の提出期限は協議の上、決定する。

6 入札契約手続き中及び契約中の工事の対応

発注者は、間接費の実績変更の運用の対象となる工事については、速やかに「4 特記仕様書の記載」の内容及び実績変更対象費（率計上）について工事打合せ簿により受注者に通知するものとする。

7 積算について

- (1) 当初設計及び設計変更時（中間）の積算は積算基準及び標準歩掛による。
- (2) 最終（精算）変更における「間接費の実績変更」の積算は、次式により算出した「実績変更対象費（積上）」額を、共通仮設費、現場管理費に積上げ計上し、実績変更するものとする。「支出実績額」が「実績変更対象費（率計上）」を超過しなかった場合は実績変更を行わない。
- (3) (2)の「実績変更対象費（積上）」額の算出については、任意様式により作成し、設計書に添付するものとする。

$$\text{実績変更対象費（積上）} = \text{支出実績額} - \text{実績変更対象費（率計上）}$$

※ 支出実績額

労働者確保にかかる実績報告額（様式1）の額（税抜き）。ただし、証明書類において確認された費用。

※ 実績変更対象費（率計上）（小数点以下切捨て）

「積算基準及び標準歩掛により算出した共通仮設費（率分）又は現場管理費」×実績変更対象費の割合
実績変更対象費の割合は建設部、林務部、環境部及び企業局は別紙1、農政部は別紙による。

8 実績変更対象費について

(1) 対象

ア 実績変更対象費の対象は、「労働者（※1）」とする。（「社員等従業員（※2）」は対象外）

(2) 借上げ費

ア 様式2に取りまとめ、賃貸契約に係る契約書の写し、借上げに要した領収書（税抜き）（※3）を添付すること。

イ 賃貸契約に記載されている敷金、礼金その他賃貸契約に係る費用等（税抜き）を含めるものとする。

(3) 宿泊費

ア 宿泊費は、食事代（夕・朝食）を除いた額とする。

イ 様式3に取りまとめ、領収書（税抜き）（※3）を添付すること。

ウ 領収書は、宿泊した労働者毎に提出すること。

エ 宿泊費（1泊当り）の上限額は6,352円とする。

オ 宿泊費の妥当性が認められた場合はエの上限額によらないものとする。（妥当性を証明する資料を添付すること。）

(4) 労働者送迎費

ア 専用のマイクロバス等を手配して労働者宿舎から現場までの労働者を送迎した費用を対象とすること。

イ 計上する費用は、運転手賃金、車両損料（賃料）、車両燃料等とすること。

ウ 様式4及び様式4-1に取りまとめ、車両燃料等に係る領収書（税抜き）（※3）を添付すること。

エ 会社が運転手に支給した賃金等が把握できる調書等（受領書等）の写し（※4）を添付すること。

オ 自社のマイクロバス等を使用した場合は下記算定式により損料を算定する。損料単価は、協議により決定するものとするが設定することが困難な場合は積算基準及び標準歩掛（機械経費編）のライトバンやマイクロバスの損料単価を参考に設定すること。

〔算定式〕車両損料＝走行時間（h）×損料単価（1時間当り）

(5) 労働者の「赴任手当」、「帰省旅費」

ア 様式5に取りまとめ、会社が労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し（※4）を添付すること

イ 労働者の所在地が分かる資料を添付すること（免許証、社員証の写し）

(6) 早出、残業費の食事費及び食事補助費

ア 様式6に取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し（※4）及び食事に要した領収書等（税抜き）（※3）を添付すること。

イ 所定労働時間を越える作業する場合において適用となる。適用となるケースを以下

に示す。当該労働者が所定労働時間を越える作業（工種）に従事したことを示す資料を添付すること。

- ・ 当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を越える作業であると明記されている工事
- ・ 協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合

(7) 通勤等に要する費用

ア 様式6-1に取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し（※4）を添付すること。

イ 通勤等に要する費用は以下の手当でのみ対象となる。

- ・ 労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
- ・ 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
- ・ 遠隔地での工事で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

(※1) 労働者

- ・ 直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。（普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、ブロック工、配管工、大工、左官、電工、交通誘導警備員等）

(※2) 社員等従業員

- ・ 元請者、あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（例現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員等）
- ・ 特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（例：夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等）

(※3) 証明書類として提出する領収書は原則「原本」とするが、監督員に「原本」を提示し確認を受けた場合は、「写し」でも可能とする。

(※4) 労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料又は、賃金及び手当てを銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書（個別内訳を含む）又は振込領収書（個別内訳を含む）の写しとする。

付則

この運用基準は、令和2年3月1日から施行する。

○実績変更対象費の割合【農林水産省 土地改良工事積算基準(土木工事)】

費目	工種	ほ場整備 工事	農道工事	水路トンネ ル工事	水路工事	河川及び 排水路工 事	管水路工 事	畑かん施 設工事	海岸工事	コンクリ ート補修工 事	その他土 木工事 (1)	その他土 木工事 (2)	フィルダム 工事	コンクリ ートダム工 事
共通仮設費 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)		6.07%	6.69%	8.70%	8.19%	9.37%	8.27%	7.35%	12.63%	6.98%	11.53%	9.40%	8.93%	8.08%
現場管理費 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)		1.39%	1.10%	2.00%	1.45%	2.05%	1.65%	0.84%	1.21%	2.55%	1.80%	2.63%	2.96%	3.59%

・長野県建設部は全国の費目の割合を使用する。

■ 共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合

費目	工種	河川工事	河川・道路橋涵物工事	海岸工事	道路改良工事	鋼橋架設工事	P C橋工事	舗装工事	砂防・地すべり等工事	公園工事	電線共同溝工事	情報ネットワーク工事
		(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	9.19	17.81	13.61	12.82	28.64	18.84	11.25	11.84	10.64	11.76	16.60
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	1.28	2.21	1.75	1.58	3.19	2.08	1.31	1.42	1.13	1.39	2.16
被災3県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (運搬費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	19.41	28.89	26.50	22.77	37.71	31.42	18.43	22.14	19.79	19.51	24.13
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用、租税公課)	1.73	2.61	2.22	1.97	3.51	2.46	1.82	1.92	1.62	1.95	2.64

費目	工種	橋梁保全工事	道路維持工事	河川維持工事	共同溝等工事(1)	共同溝等工事(2)	トンネル工事	下水道工事(1)	下水道工事(2)	下水道工事(3)	コンクリートダム工事	フィルダム工事
		(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)	(単位：%)
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	22.04	14.93	10.64	19.98	15.66	15.69	15.80	9.45	6.70	10.91	7.27
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	1.80	1.16	1.10	1.14	1.82	2.06	1.60	1.25	1.32	3.15	1.01
被災3県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (建物費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	32.22	24.15	17.75	30.93	24.94	35.74	25.52	16.85	17.78	48.31	45.95
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用、租税公課)	2.12	1.85	1.64	1.67	2.15	2.47	1.98	1.79	1.76	3.33	1.42

